

3 飯教文第 870 号

令和 4 年 3 月 23 日

飯塚市文化施設活用検討委員会委員長 様

飯塚市教育委員会



諮詢書

飯塚市文化施設活用検討委員会規則（令和 4 年飯塚市教育委員会規則第 1 号）第 2 条の規定に基づき、貴委員会に意見を賜りたく下記のとおり諮詢いたします。

記

1. 謒問内容

嘉穂劇場等文化施設の活用の方策に関するこ

- (1) 嘉穂劇場の文化財としての価値を損なうことなく、地域経済の活性化に寄与する活用方策について
- (2) 嘉穂劇場と飯塚市文化会館をはじめとする文化施設や周辺商業施設との連携による活用方針について

2. 講問理由

国登録有形文化財である嘉穂劇場については、近年のコロナ禍の影響に伴い、令和 3 年 5 月に NPO 法人「嘉穂劇場」が解散し、同年 9 月に本市が NPO 法人から嘉穂劇場の建物と建物が建っている土地、嘉穂劇場に係る備品、その他保存資料等の贈与を受けたところです。

嘉穂劇場は、昭和 6(1931) 年 2 月に木造 2 階建ての芝居小屋として再建され、升席や二本の花道、人力で動かす廻り舞台や奈落を備える全国でも有数の劇場として運営されて参りましたが、建築後 91 年が経過し、建物の老朽化が進む中、NPO 法人の解散により現在、閉館しておりますが、嘉穂劇場運営再開を望む地域住民等の声もあり市が所有し、リニューアルに向け準備を進めているところです。

このような状況を踏まえ、今後、嘉穂劇場を魅力ある施設として活用するには、これまでの芝居小屋としての利用に加え、周辺商業施設や文化施設との融合なども含めた、新しい発想を取り入れながら、文化財としての価値を損なうことなく地域経済の活性化にも寄与できる活用方策が必要であり、検討することとしておりますので、貴委員会でご審議いただきたく諮詢するものです。